

(案)

資料1-2

区域計画の変更の認定申請書

令和5年3月16日

内閣総理大臣 殿

関西圏国家戦略特別区域会議

令和4年12月22日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」を変更する。
- (2) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域工場等新增設促進事業」に1事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

令和 5 年 3 月 1 6 日
関西圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(11) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例
(国家戦略特別区域法第 16 条の 4 に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。

①大阪府の区域

- ・大阪市全域【平成 28 年 6 月を目途に実施】
- ・豊中市、池田市及び箕面市全域【直ちに実施】
- ・守口市、枚方市、寝屋川市及び門真市全域【直ちに実施】
- ・上記除く府内市町村全域【令和 5 年 4 月を目途に実施】

② 略

(23) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

①、② 略

③ 八尾市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙 12
【令和 5 年度より実施】

③ 八尾市

本市は高度な技術力と製品開発力を誇る「ものづくりのまち」として、約 3,000 事業所（「平成 28 年経済センサスー活動調査報告」）の多様な製造業者が集積しており、国内屈指の工業集積地として、製造業者数、製造品出荷額とも大阪府内 4 位（2020 年工業統計調査）の規模を占めている。

大阪府が取りまとめた「大阪の工場立地と低・未利用地の現状、課題について -工業系用途地域における土地利用-（大阪府資料 No. 185 令和 3 年 3 月）」によると、本市内において法定耐用年数を超える工場は 163 件存在しており、その延床面積は 665,899 m²に上るとされている。このため、本市に所在する工場の潜在的な建て替え需要は非常に高いと推察されているが、本市の提供する事業用地や空き工場の「情報提供サービス」では、市内の工場用地を求める事業者に対し、ニーズに合致する土地情報はほとんどないというのが現状である。

統計的にも、本市に本社を構える事業者の平成 24 年から令和 3 年における工場立地件数は、市内の立地件数 7 件に対し、市外への立地件数が 30 件と大幅に超過している状況にあり（「工場立地動向調査」※より本市調べ）、現在適用されている緑地面積率、環境施設面積率の基準のもとでは、既存工場の建て替えや新たな立地が困難な状況となっている。これらの事情により止む無く市外へ工場用地を求める事業者をつなぎ止め、本市が今後とも「ものづくりのまち」として工業集積及び良好な操業環境並びに競争力を維持・推進するためには、既存敷地の効果的な利用が求められている。そこで、国家戦略特区制度の趣旨を踏まえ、産業の国際競争力の強化のため、事業実施区域における生産施設の新増設の促進を目的とし、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

※「工場立地動向調査」

工場立地の実態を把握し、工場立地の適正化及び土地利用の合理化に寄与することを目的に経済産業省が実施する調査。対象は、製造業、電気業、ガス業、熱供給業の用に供する工場又は研究所を建設する目的をもって、1,000 平方メートル以上の用地（埋立予定地を含む）を取得（借地を含む）した者。

ア) 事業実施区域

本市域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の工業専用地域、工業地域及び準工業地域（別紙 12-1 の区域）

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

規制緩和の範囲について、産業の国際競争力の強化等を目的に工場又は事業場の設備投資を促すためには、緑地等の設置にかかる事業者の負担を軽減し、企業の投資に最大限配慮することが望ましい。一方で、実施に際し配慮すべき生活環境との調和の観点から、緑地の維持について、事業者に一定の整備負担を求めることも必要である。このため、緑地面積率については、工業の用に供することが想定されている工業専用地域及び工業地域は 100 分の 10 以上、準工業地域は 100 分の 15 以上

に留める。環境施設面積率については、事業実施区域のいずれの区域においても緑地面積率と同等とし、また、重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合については、100分の100まで認めることとする。以上の点から、緑地面積率、環境施設面積率等を以下のとおりとする。ただし、「地区計画の区域における建築物及び緑化率の制限に関する条例」により建築物の緑化率が定められている区域を除く。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入割合
工業専用地域	100分の10以上	100分の10以上	100分の100以下
工業地域	100分の10以上	100分の10以上	100分の100以下
準工業地域	100分の15以上	100分の15以上	100分の100以下

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

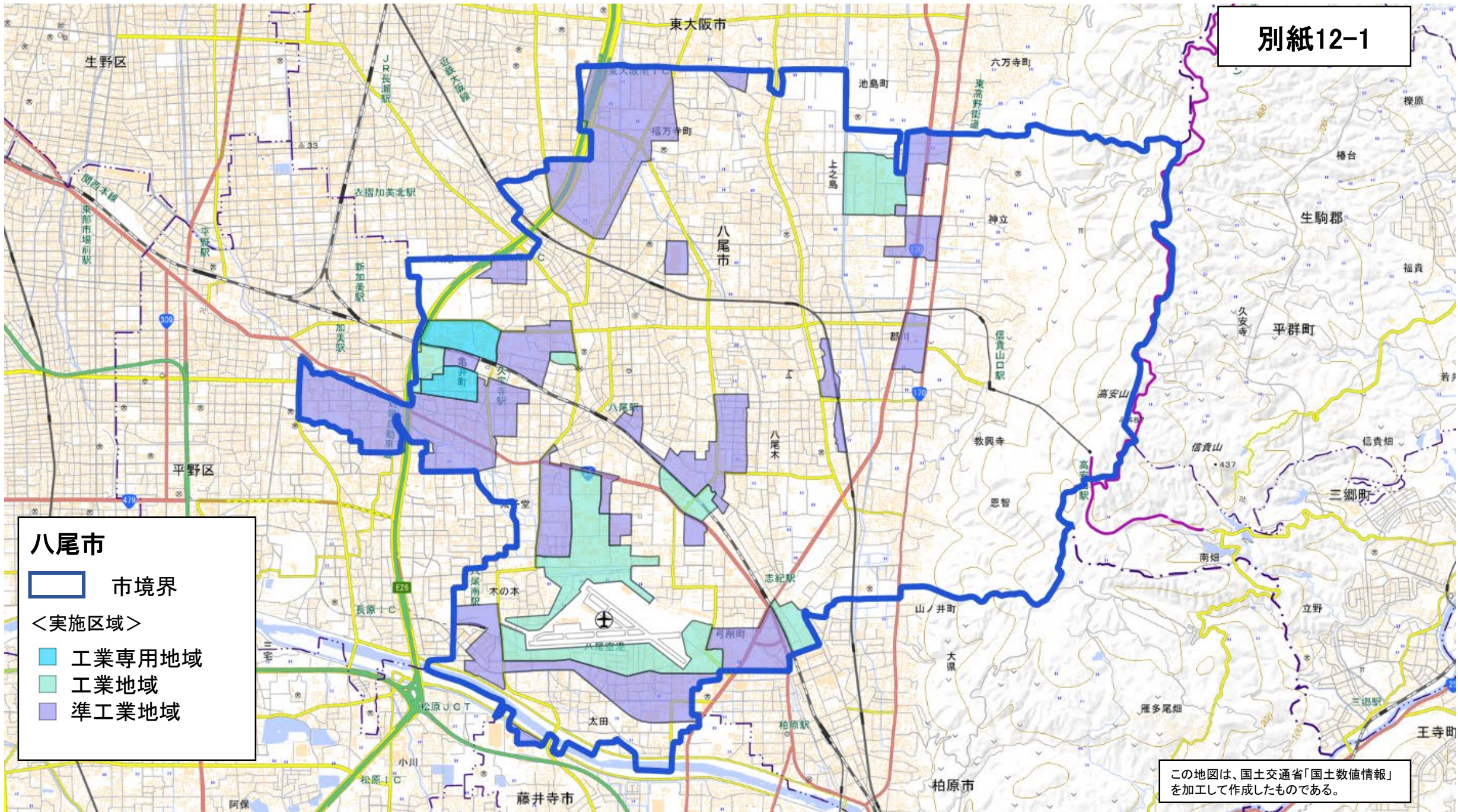
本市では、八尾市民の環境を守る基本条例（平成8年八尾市条例第16号）、八尾市緑化条例（昭和60年八尾市条例第12号）及び八尾市生活環境の保全と創造に関する条例（平成30年八尾市条例第21号）に基づき、市の良好な自然環境の保全と緑化の推進を図り、また、事業者の責務として「みどりの環境を確保するため、必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する緑化施策に協力しなければならない。」ことを規定している。

令和3年4月1日には、脱炭素社会の実現に向けて、2050年度までに市域の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすため、「ゼロカーボンシティ」へのチャレンジを宣言している。更に、令和3年10月27日には、「これからのこどもたちの未来」のため、共創と共生の地域づくりの考え方を踏まえ、市民、企業、行政等多様な主体が協働して脱炭素型社会に貢献する情報共有を行うとともに、気候変動への対策等を行うことにより、2050年度までに八尾市域内の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、脱炭素型まちづくり（ゼロカーボンシティやお）の実現に寄与することを目的に、ゼロカーボンシティやお推進協議会を設立した。

これらの事業取組に基づき、下記の方針を踏まえた取組を特例活用事業者に働きかけることにより、緑地面積率緩和による緑地及び環境保全機能の低下を防ぐ等、周辺環境との調和に配慮することを求めている。

- 特例活用事業者は、八尾市と協定を締結し、相互に当該敷地内の緑化を図るための協力を確認することで、区域内の緑地保全及び推進並びに良好な生活環境との調和を図る。協定締結にあたっては、緑地計画書の提出を求め、協定締結後は更に定期的な計画実施状況の報告及び現地への立入調査を実施し、継続的な緑地計画の推進を担保する。また、協定に対する違反等が見られた場合は、改善指示を行い、実効性のある緑化保全・推進を確保する。

○特例活用事業者は、ゼロカーボンシティやお推進協議会へ入会し、ゼロカーボンに資する事業活動を実践することにより、2050年度までに八尾市域内の二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす取組に貢献する。脱炭素型まちづくり（ゼロカーボンシティやお）の実現に寄与することにより、周辺的生活環境の維持を図る。具体的には、ゼロカーボンシティやおの実現に向けた共創推進にかかる協定を新たに創設し、本協定への締結を求めることにより、再生可能エネルギーの導入やZEB・ZEF化、周辺への環境配慮及び取組周知等の、より実効的な環境機能の向上を図る。



新旧対照表

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業</p> <p>内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 (国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)</p> <p>国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。</p> <p>①大阪府の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市全域【平成28年6月を目途に実施】 ・豊中市、池田市及び箕面市全域【直ちに実施】 ・守口市、枚方市、寝屋川市及び門真市全域【直ちに実施】 ・<u>上記除く府内市町村全域【令和5年4月を目途に実施】</u> <p>② 略</p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 名称：国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業</p> <p>内容：外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例 (国家戦略特別区域法第16条の4に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業)</p> <p>国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、以下に掲げる地域において、家事の負担を抱える方々の活躍推進や家事支援ニーズに対応するため、外国人家事支援人材を受け入れる事業を実施する。</p> <p>①大阪府の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市全域【平成28年6月を目途に実施】 ・豊中市、池田市及び箕面市全域【直ちに実施】 ・守口市、枚方市、寝屋川市及び門真市全域【直ちに実施】 <p><u>(注) 特定機関の本社又は直営事業所が所在する区域は、大阪市、豊中市、池田市、守口市、枚方市、寝屋川市、箕面市若しくは門真市又はこれらに隣接する大阪府内の市町村とする。</u></p> <p>② 略</p>

(12) ～ (22) 略

(23) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

①、② 略

③ 八尾市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙 12

【令和 5 年度より実施】

(12) ～ (22) 略

(23) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

①、② 略

[加える。]